

(様式第4号-1)

宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託共同事業体協定書

(目的)

第1条 当業務共同事業体は次の業務を共同連帯して実施することを目的とする。

- (1) 宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。
以下「本業務」という。）
- (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当事業体は、
業務共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を
に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当事業体は、
年 月 日に成立し、本業務の契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 当事業体は、本業務を請け負うことができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、本業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地
商号又は名称
代表者
所在地
商号又は名称
代表者
所在地
商号又は名称
代表者

(代表者の名称)

第6条 当事業体は、
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表者は、本業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、業務委託料（前払金及び部分引渡しに係る業務委託料を含む。）の請求及び受領並びに当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の分担業務)

第8条 各構成員の業務の分担（以下「分担業務」という。）は、次のとおりとする。
ただし、分担業務の一部につき、発注者と契約内容の変更増減等があったときは、そ

れに応じて分担の変更があるものとする。

(1) ○○○○業務 ○○○○株式会社

(2) ○○○○業務 ○○○○株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）について、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成、業務の履行の基本に関する事項並びに資金管理方法その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当事業体の取引金融機関は、 とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成委員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務委託中に発生した共通の経費等については、分担業務の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、本業務を完了する日まで当事業体を脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

(代表者の変更)

第18条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、発注者の承認により残存構成員を代表者とするのがで

きるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第19条 当事業体が解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があったときは、各構成員共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり 宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託共同事業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者 印

所在地
商号又は名称
代表者 印

所在地
商号又は名称
代表者 印